

(2) 当面の水田農業政策への対応について

平成26年産米等への対応について

平成26年11月14日

農 林 水 産 省

1 緊急対策

(1) 当面の資金繰り対策

- ① 農林漁業セーフティネット資金の融資の円滑化や実質無利子化。
 - ・ 稲作農家に対する農林漁業セーフティネット資金の円滑な融通を図るよう、日本政策金融公庫に指示（11月14日関連通知を发出）。
 - ・ 平成26年産米の生産者に対する農林漁業セーフティネット資金について貸付当初1年間実質無利子化（11月14日要綱を改正）。
- ② 既存資金の償還猶予に係る関係機関への要請。
 - ・ 個別の経営状況に応じた既貸付金の償還猶予などの措置を適切に講じるよう、関係金融機関に要請（11月14日関連通知を发出）。
- ③ 米の直接支払交付金の年内支払い。
 - ・ 米の直接支払交付金について、基本的に12月15日までに交付を完了するよう対応（10月30日関連通知を发出済）。

(2) ナラシ対策（米価が下落した際に収入を補てんする保険的制度）の運用改善

平成26年産については、青死米が平年水準を大きく超えて発生し、作況の単収を用いてナラシ対策の当年産収入額を算定することが適切でない地域があることに鑑み、国と当該都道府県が協議の上、実態を踏まえた単収の調整を行う。

(3) 早期の追加支払の要請

仮渡金の追加払いについて可能な限り早期に行うよう、全国生産出荷団体等に要請（11月14日関連通知を发出）。

(4) 周年安定供給のための売り急ぎ防止対策（民間の取組）

民間団体（(公社)米穀安定供給確保支援機構）において、自らの資金を活用し、長期計画的に販売される米に対する保管料等の支援を検討。

2 主食用米以外の作物の本作化

- ① 水田活用の直接支払交付金について必要な予算の確保。
- ② 食料・農業・農村基本計画において、飼料用米等の戦略作物の生産目標を検討。

3 飼料用米の取組の推進

- ① 全国生産出荷団体の直接買取スキームの導入に必要な省令改正を11月中を目途に実施。
- ② 各都道府県の需要を踏まえた多収性専用品種の種子の確保。
- ③ 生産・利用拡大、供給体制整備のための機械・設備等の導入支援の拡充を検討。
- ④ 各都道府県ごとに設立した推進協議会を通じた働きかけの強化。

4 需要に応じた生産を進めるための安定取引の拡大や情報提供の充実

- ① 国による一層分かりやすく、きめ細かな情報提供の充実。
- ② 産地と卸売事業者等との複数年契約、播種前契約等の安定取引の拡大等に向け、米の集荷・流通関係者からなる研究会を12月に立ち上げ、方策を検討。

5 米の需要拡大・輸出の促進

業務用米の安定取引の推進等米の需要拡大策を引き続き行うとともに、オールジャパンでの米輸出の取組体制を早ければ年内に整え、輸出拡大を支援。

6 農地集積の円滑な推進

米価下落の中でも、米の生産コスト削減を進めつつ、担い手への農地集積・集約化が円滑に進むよう、受け手となる担い手の機械・施設の整備の拡充、農地中間管理機構による集積・集約化等の着実な推進を検討。

7 平成27年度に向けたナラシ対策への加入推進

- ① ナラシ対策の対象となる認定農業者、集落営農のナラシ対策加入要件の緩和（規模要件を廃止するとともに、集落営農については法人化計画を不要とすること等）についての周知徹底と確認（11月14日関連通知を発出）。
- ② 集落営農の組織化等の支援の拡充を検討。

8 地方公共団体、農業者団体を含めた現場への周知徹底

米に関する現行の制度に加え、農業経営へのセーフティネットであるナラシ対策、飼料用米への支援策等について、地方公共団体や農業者団体を含め、現場においてきめ細かく周知（個々の農家までチラシの配布、説明会の実施等）。

9 平成27年産米の生産数量目標の適切な設定

平成27年産米の生産数量目標については、非主食用米への自主的な転換の取組も踏まえながら、11月中旬に適切に設定。

26年産米価下落対応 関係通知集

- 平成26年産米等への対応について（平成26年11月14日付け生産局長・経営局長通知）
..... 1

農林漁業セーフティネット資金の融資の円滑化や実質無利子化

- 平成26年産の米価の変動に係る農林漁業セーフティネット資金の適用について（平成26年11月14日付け経営局長通知） 3
- 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱の一部改正について（平成26年11月14日付け事務次官依命通知） 4

既存資金の償還猶予に係る関係機関への要請

- 稲作農家に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について（平成26年11月14日付け生産局長・経営局長通知） 8

米の直接支払交付金の年内支払い

- 平成26年度の米の直接支払交付金の早期の交付について 9
（平成26年10月30日付け経営政策課長通知）

青死米に係るナラシ対策の運用改善

- 収入減少影響緩和交付金における平成26年産米の単収の取扱いについて（平成26年11月14日付け経営局長通知） 10

早期の追加支払いの要請

- 平成26年産米の概算金への早期の追加支払について 12
（平成26年11月14日付け生産局長通知）

27年度に向けたナラシ対策の加入促進

- 農業経営基盤強化促進法の基本要綱の一部改正について〔認定農業者制度の適切な運用の徹底〕（平成26年11月14日付け経営局長通知） 13
- 平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について（平成26年11月14日付け経営局長通知） 31

写

26生産第2099号
26経営第2041号
平成26年11月14日

北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
各都道府県知事
株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁
農林中央金庫代表理事理事長
全国農業協同組合中央会会長

殿

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

平成26年産米等への対応について

平成26年産米については、概算金及び価格が例年に比べて低下し、一部地域における作柄の不良や品質の低下とも相まって、稲作農家の経営に支障を来す懸念があることから、下記のとおり対応することとしておりますので、御了知の上、これらの円滑な実施について格別の御配慮・御協力をお願いします。

また、このことについて、貴職から管内の都道府県農業再生協議会会長及び地域センター長に通知願います。併せて、貴職から地域センター長に対し、管内の市町村長及び地域農業再生協議会会長に周知いただくよう通知願います。（※下線部は各地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長、北海道農政事務所長宛通知時に記載）

記

第1 緊急対策

1 当面の資金繰り対策

(1) 農林漁業セーフティネット資金の融資の円滑化や実質無利子化

- ・ 平成26年産の米価の変動に係る農林漁業セーフティネット資金の適用について（平成26年11月14日付け26経営第2062号農林水産省経営局長通知）
- ・ 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱の一部改正について（平成26年11月14日付け26経営第2051号農林水産省事務次官依命通知）

(2) 既存資金の償還猶予に係る関係機関への要請

- ・ 稲作農家に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について
(平成26年11月14日付け26生産第2098号・経営第2063号農林水産省生産局長・経営局長通知)

(3) 米の直接支払交付金の年内支払い

- ・ 平成26年度の米の直接支払交付金の早期の交付について (平成26年10月30日付け26経営第1976号農林水産省経営局経営政策課長通知)

2 ナラシ対策の運用改善

- ・ 収入減少影響緩和交付金における平成26年産米の単収の取扱いについて
(平成26年11月14日付け26経営第2071号農林水産省経営局長通知)

3 早期の追加支払の要請

- ・ 平成26年産米の概算金への早期の追加支払について (平成26年11月14日付け26生産第2097号農林水産省生産局長通知)

第2 平成27年度に向けたナラシ対策への加入推進

- ・ 農業経営基盤強化促進法の基本要綱の一部改正について (平成26年11月14日付け26経営第2056号農林水産省経営局長通知)
- ・ 平成27年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について (平成26年11月14日付け26経営第2029号農林水産省経営局長通知)

写

26 経営第 2062 号
平成 26 年 11 月 14 日

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 細川 興一 殿

農林水産省経営局長

平成26年産の米価の変動に係る農林漁業セーフティネット資金の適用について

平成26年産米については、概算金及び価格が例年に比べて低下し、一部地域における作柄の不良や品質の低下とも相まって、稲作農家の経営に支障を来す懸念があることから平成26年産の米価の変動については、農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7581号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(3)の④の社会的な要因とすることとしたので、稲作農家に対する農林漁業セーフティネット資金の円滑な融通を図られたい。

写

26 経営 第 2051 号
平成 26 年 11 月 14 日

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
各都道府県知事
株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁
内閣府沖縄振興局長
公益財団法人農林水産長期金融協会理事長

殿

農林水産事務次官

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱の一部改正について

今般、平成26年7月16日から平成27年3月31日までの間に、平成26年産米の生産者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金について、金利負担軽減措置（貸付当初1年間実質無利子化）を講じることとした。

このことに伴い、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。

[※1 なお、貴局管内都府県知事には、別途通知したので、念のため申し添える。]

[※2 なお、沖縄振興開発金融公庫理事長には、貴職から通知願いたい。]

以上、命により通知する。

【施行注意】

- 1 [※1]については、地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長宛てのものに記載する。
- 2 [※2]については、内閣府沖縄振興局長宛てのものに記載する。

○農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表（下線部は改正箇所）

改正案(新)		現行(旧)	
別記様式 第1号(第7の1関係) 平成 年度利子助成金等交付計画書		別記様式 第1号(第7の1関係) 平成 年度利子助成金等交付計画書	
番号 年月日	番号 年月日	番号 年月日	番号 年月日
農林水産省経営局長 殿	農林水産省経営局長 殿	農林水産省経営局長 殿	農林水産省経営局長 殿
住所 申請者名 印	住所 申請者名 印	住所 申請者名 印	住所 申請者名 印
農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の1の規定に基づき、 下記のとおり承認を申請する。		農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の1の規定に基づき、 下記のとおり承認を申請する。	
記		記	
1 利子助成金等交付事業計画 (1)～(2) (略)		1 利子助成金等交付事業計画 (1)～(2) (略)	
(3) 平成26年度交付決定分の利子助成金 (単位：千円)		(3) 平成26年度交付決定分の利子助成金 (単位：千円)	
助成対象資金名	助成対象資金計画額	助成対象資金計画額	助成対象資金計画額
農業経営基盤強化資金	助成対象資金 期首貸付金 期末貸付金 残高	助成対象資金 期首貸付金 期末貸付金 残高	助成対象資金 期首貸付金 期末貸付金 残高
農業近代化資金(認定農業者等向け特例分)	助成対象資金 期首貸付金 期末貸付金 残高	助成対象資金 期首貸付金 期末貸付金 残高	助成対象資金 期首貸付金 期末貸付金 残高
被災農業者追加支援対策(災害関連資金)	助成対象資金 期首貸付金 期末貸付金 残高	助成対象資金 期首貸付金 期末貸付金 残高	助成対象資金 期首貸付金 期末貸付金 残高
農林漁業セーフティネット資金(平成26年産米価変動対策)	助成対象資金 期首貸付金 期末貸付金 残高	助成対象資金 期首貸付金 期末貸付金 残高	助成対象資金 期首貸付金 期末貸付金 残高
合計	合計	合計	合計
(4) (略)	(4) (略)	(4) (略)	(4) (略)
2 (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)

別表10 (平成26年度措置に係る利子助成対象資金)

利子助成対象資金	対象要件	利付利率期間	軽減率
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)
(9) 農林漁業セーフティネット資金	平成26年7月16日から平成27年3月31日までの間に、平成26年産米の生産者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金。	貸付当初1年間	200%
(平成26年産米価変動対策)			

(注) (略)

別表11 (平成26年度措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅)

1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金

①～② (略)		③ 平成26年5月23日から平成26年7月17日までの間に融通されたもの	
資金の種類	償還期限	貸付金利水準	実質負担利率の軽減幅
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 農林漁業セーフティネット資金(災害関連資金・平成26年産米価変動対策)	7年以下 7年を超え9年以下 9年を超え10年以下	0.40% 0.45% 0.55%	0.40% 0.45% 0.55%
(3)～(16) (略)	(略)	(略)	(略)

④ 平成26年7月18日から平成26年8月19日までの間に融通されたもの

資金の種類	償還期限	貸付金利水準	実質負担利率の軽減幅
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 農林漁業セーフティネット資金(災害関連資金・平成26年産米価変動対策)	7年以下 7年を超え9年以下 9年を超え10年以下	0.35% 0.45% 0.55%	0.35% 0.45% 0.55%
(3)～(16) (略)	(略)	(略)	(略)

⑤ 平成26年8月20日から平成26年9月18日までの間に融通されたもの

資金の種類	償還期限	貸付金利水準	実質負担利率の軽減幅
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 農林漁業セーフティネット資金(災害関連資金・平成26年産米価変動対策)	8年以下 8年を超え10年以下	0.35% 0.45%	0.35% 0.45%
(3)～(16) (略)	(略)	(略)	(略)

別表10 (平成26年度措置に係る利子助成対象資金)

利子助成対象資金	対象要件	利付利率期間	軽減率
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

別表11 (平成26年度措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅)

1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金

①～② (略)		③ 平成26年5月23日から平成26年7月17日までの間に融通されたもの	
資金の種類	償還期限	貸付金利水準	実質負担利率の軽減幅
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 農林漁業セーフティネット資金(災害関連資金)	7年以下 7年を超え9年以下 9年を超え10年以下	0.40% 0.45% 0.55%	0.40% 0.45% 0.55%
(3)～(16) (略)	(略)	(略)	(略)

④ 平成26年7月18日から平成26年8月19日までの間に融通されたもの

資金の種類	償還期限	貸付金利水準	実質負担利率の軽減幅
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 農林漁業セーフティネット資金(災害関連資金)	7年以下 7年を超え9年以下 9年を超え10年以下	0.35% 0.45% 0.55%	0.35% 0.45% 0.55%
(3)～(16) (略)	(略)	(略)	(略)

⑤ 平成26年8月20日から平成26年9月18日までの間に融通されたもの

資金の種類	償還期限	貸付金利水準	実質負担利率の軽減幅
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 農林漁業セーフティネット資金(災害関連資金)	8年以下 8年を超え10年以下	0.35% 0.45%	0.35% 0.45%
(3)～(16) (略)	(略)	(略)	(略)

⑥ 平成26年9月19日から平成26年10月20日までの間に融通されたもの

資金の種類	償還期限	貸付金利水準	実質負担利率の 軽減幅
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 農林漁業セーフティ ネット資金(災害関 連資金・平成26年産米 備変動対策)	7年以下 7年を超え10年以下	0.40% 0.45%	0.40% 0.45%
(3)～(16) (略)	(略)	(略)	(略)

⑦ 平成26年10月21日以降に融通されたもの

資金の種類	償還期限	貸付金利水準	実質負担利率の 軽減幅
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 農林漁業セーフティ ネット資金(災害関 連資金・平成26年産米 備変動対策)	8年以下 8年を超え10年以下	0.35% 0.45%	0.35% 0.45%
(3)～(16) (略)	(略)	(略)	(略)
(※1)～(※10) (略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

⑥ 平成26年9月19日から平成26年10月20日までの間に融通されたもの

資金の種類	償還期限	貸付金利水準	実質負担利率の 軽減幅
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 農林漁業セーフティ ネット資金(災害関 連資金)	7年以下 7年を超え10年以下	0.40% 0.45%	0.40% 0.45%
(3)～(16) (略)	(略)	(略)	(略)

⑦ 平成26年10月21日以降に融通されたもの

資金の種類	償還期限	貸付金利水準	実質負担利率の 軽減幅
(1) (略)	(略)	(略)	(略)
(2) 農林漁業セーフティ ネット資金(災害関 連資金)	8年以下 8年を超え10年以下	0.35% 0.45%	0.35% 0.45%
(3)～(16) (略)	(略)	(略)	(略)
(※1)～(※10) (略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

附 則 (平成26年 月 日26経営第2051号)
この通知は、平成26年 月 日から施行し、平成26年7月16日から適用する。

写

26生産第2098号
26経営第2063号
平成26年11月14日

株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁 } 殿
沖縄振興開発金融公庫理事長

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

稲作農家に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

平成26年産米については、概算金及び価格が例年に比べて低下し、一部地域における作柄の不良や品質の低下とも相まって、稲作農家にとっては、農業経営に必要な資金の調達に支障を来す懸念があるところです。

つきましては、稲作農家の農業経営への影響等を十分御理解の上、本件に関する相談窓口を設置されるとともに、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通や、個別の経営事情に応じた既貸付金の償還猶予等が図られますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

また、各支店及び受託法人に対しても、この趣旨を周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

写

26 経営第 1976 号
平成 26 年 10 月 30 日

各地方農政局経営・事業支援部長
北海道農政事務所農政推進部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

殿

〔農林水産省〕経営局経営政策課長

平成 26 年度の米の直接支払交付金の早期の交付について

平成 26 年度の米の直接支払交付金については、下記のとおり対応することとしますので、通知します。

また、このことについて、貴職から管内の都道府県農政主務部長及び都道府県農業再生協議会会長並びに地域センター長（※1）に通知願います。併せて、貴職から地域センター長に対し、管内の市町村長及び地域農業再生協議会会長に周知いただくよう通知願います。（※2）

記

米の直接支払交付金については、米の生産数量目標に従って生産した販売農家又は集落営農であること等の要件が確認でき次第、速やかに交付決定手続を行い、11月には交付を開始し、基本的には12月15日までに交付を完了することとして下さい。

なお、米の直接支払交付金等の交付申請者の中には、経営上の理由等で年明けの交付を希望する農業者もいることから、地域農業再生協議会と連携して農業者の意向を確認した上で、その意向を踏まえて交付を行うこととして下さい。

（施行注意）

- 1 [] 内は、各地方農政局経営・事業支援部長及び北海道農政事務所農政推進部長宛では削る。
- 2 ※1 下線部は内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛では「市町村長及び地域農業再生協議会会長」
- ※2 下線部は内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛では削る。

写

26 経営第2071号

平成26年11月14日

北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 殿
都道府県知事

農林水産省経営局長

収入減少影響緩和交付金における平成26年産米の単収の取扱いについて

平成26年産米については、1.7mmのふるい上の青死米が相当発生し、かつ、主食用としてほとんど出荷されないにもかかわらず、収入減少影響緩和交付金の従来の取扱いでは、このような青死米を含んだ作況の単収が当年産収入額の算出に用いられるため、販売価格が大幅に下がっているにもかかわらず、当年産収入額が標準的収入額を上回り、同交付金の補填が行われない事態が想定される地域がみられるところです。

このため、平成26年産米に係る収入減少影響緩和交付金の当年産単位面積当たり収入額の算定に当たっては、1.7mmのふるい上の青死米のうち、平年の水準を超えて発生した部分の数量について、主食用として出荷されないことを確認の上、単収から差し引くこととします。

具体的には、下記のとおり対応することとしますので、本取扱いについて、御了知の上、これらの円滑な実施について格別の御配慮・御協力をお願いします。

また、このことについて、貴職から管内の都道府県農業再生協議会会長及び地域センター長に通知願います。併せて、貴職から地域センター長に対し、管内の市町村長及び地域農業再生協議会会長に周知いただくよう通知願います。（※下線部は各地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長、北海道農政事務所長宛通知時に記載）

記

平成26年産米の単収については、水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成20年2月20日付け19経営第6631号）の別紙5の4の規定にかかわらず、青死米等の大量発生により、農林水産統計の都道府県ごとの10a当たり収量（同実施要領の別紙

5の5の規定に基づき単位面積当たり標準的収入額等について地域等区分が設定されている場合にあつては当該地域等区分ごとに都道府県知事が農林水産大臣に提出し、又は提出する予定の単収)が、実際の10a当たりの主食用米の出荷量と大きく異なると認められる場合には、都道府県知事のデータ(①1.7mmのふるい上の青死米の数量、②平年の水準を超えて発生した青死米等の数量、③そのうち主食用米として出荷しない数量及びその担保方法等)を伴う申請を踏まえて、国と都道府県が協議して、実態に合っていると認められた単収を使用することができるものとする。

写

26生産第2097号
平成26年11月14日

全国農業協同組合連合会代表理事理事長
各経済農業協同組合連合会代表理事理事長
全国主食集荷協同組合連合会会長

殿

農林水産省生産局長

平成26年産米の概算金への早期の追加支払について

平成26年産米については、概算金が例年に比べて低下し、一部地域における作柄の不良や品質の低下とも相まって、稲作農家の経営に支障を来す懸念があることから、農業経営への影響等を十分御理解の上、平成26年産米の概算金への追加支払いについて、可能な限り早期に支払われるべく努めていただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

また、貴会会員に対しても、この趣旨を周知していただきますよう、よろしくをお願いいたします。